

No.	質問事項	回答	質問日	回答日
1	本事業の目的である「効果的な医療機関への受診勧奨手法の開発・実証」および「市町村が自立して活用できる標準モデルの構築」において、データ分析等を行う民間企業（主契約者）が、和歌山県内で生活習慣病・循環器疾患の多職種連携ネットワークや患者療養手帳の運用実績を持つ地域の特定非営利活動法人（NPO法人）と連携し、全委託費の2分の1未満の範囲で地域連携・保健指導支援・研修啓発等の一部業務を再委託（または共同実施）する体制を提案することは可能でしょうか。	公募要領「3 契約に関する事項（4）再委託」及び企画提案書作成のための仕様書「8 業務の適正な実施に関する事項（1）業務の全部再委託の禁止」に記載のとおり、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の事前の承諾を得た上で、全委託費の2分の1未満の範囲内で、本業務の一部を再委託することができます。	2026/10/14	2026/10/23
2	生活習慣病重症化予防の標準モデル構築にあたり、高血圧・糖尿病・慢性腎臓病等から心不全等の循環器疾患へ移行するハイリスク者に対し、県内医療・介護現場で既に活用されている地域連携手帳（「和歌山心不全手帳」等）や将来的なPHR（アプリ）連携の仕組みを受診後の継続フォローアップ手法として組み込む提案は、本仕様書の趣旨に合致するものとして認められますでしょうか。	本業務の目的達成に資するものとして御提案いただくことを妨げるものではありません。ただし、本業務の実施に当たって、御提案いただいた内容を含めて実施するかどうかについては、県との協議の上決定します。	2026/10/14	2026/10/23
3	仕様書「5 業務内容（2）使用データの入手」データの受領予定時期および受渡方法について ① 契約締結後、データの受領はいつ頃（〇月〇旬頃）を想定されていますでしょうか。 ② データの受渡にあたり、県が一括して取りまとめて提供される想定でしょうか。それとも受託者が各対象市町村と個別に連絡・調整を行い、直接受領する想定でしょうか。	対象市町村からのデータ入手については、対象市町村向け勉強会開催後速やかに、受託者が対象市町村の同意を得て直接データの受渡しを行ってください。	2026/10/16	2026/10/23
4	仕様書「4 対象市町村数及び対象者数（上限）」対象市町村の決定状況について ① 現時点で対象となる15市町村（上限）は既に選定・確定（内定）しているのでしょうか。 ② もし現時点で未確定である場合、受託後に受託者が市町村への参加呼びかけや取りまとめ（集める調整等）を行う業務が含まれるのでしょうか。	本案件の公募開始後、県内市町村の参画意向を県から確認しており、5市町村が対象市町村となる見込みです。 なお、対象市町村の追加参加を受託者から呼び掛けていただくことは想定していません。	2026/10/16	2026/10/23
5	仕様書 5 業務内容（4）データ分析 および（5）通知物のデザイン・作成業務手順（データ分析と通知物デザインの順序・並行処理）について 全体の流れとして、「データ受領後に分析・セグメント分け等を実施して候補者リストを作成した後に、その分析結果に基づいて通知書デザインを決定する」という順序での実施でしょうか。あるいは、業務期間の有効活用のため、データ受領後（またはデータ分析と並行して）、早期に対象市町村と協議しながら通知書デザインの作成・決定を進めることも可能でしょうか。	データ分析結果を踏まえて、対象市町村と協議の上、通知物のデザイン・作成業務を進める手順を採ることを原則としていますが、必要に応じて対象市町村と協議の上、当該業務をデータ分析業務と並行して行うことも可能です。	2026/10/16	2026/10/23
6	仕様書5 業務内容（8）事業評価方法の設計・評価支援および 7 実績報告書等の提出（1）納品物 事業評価における受診有無の追跡評価（レセプト確認・実績報告）の範囲について 通知物発送や電話勧奨を行った後の対象者について、医療機関への受診有無をレセプトデータ等により追跡・確認し、その結果（受診率やアウトカム評価等）を検証・報告書としてまとめる作業までが受託業務に含まれるでしょうか。	お見込みのとおりです。	2026/10/16	2026/10/23
7	仕様書5 業務内容（11）成果報告会での報告 および7 実績報告書等の提出事業評価（報告書等）の納品時期・提出期限について 事業評価（分析結果や成果のまとめ等）を含む報告書・納品物の提出期限（納品時期）は、最終的な履行期限である令和9年3月31日（水）直前を想定されていますでしょうか。 あるいは、令和9年3月に予定されている「成果報告会」での発表に合わせ、事前（2月～3月初旬等）に事業評価報告書（または中間とりまとめ等）を納品・提出する必要があるでしょうか。	納品物及び実績報告書の提出期限は、履行期限である令和9年3月31日ですが、納品物について県が確認及び了承した後に実績報告書を提出いただく点に御留意ください。 令和9年3月に実施予定の成果報告会においては、一連の業務実施状況を発表することとしており、当該時点での事業評価・分析結果等をまとめて御説明願います。	2026/10/16	2026/10/23

No.	質問事項	回答	質問日	回答日
8	仕様書 5 業務内容(8) 事業評価方法の設計・評価支援 インパクトロジックモデルの具体的な想定内容・フォーマットについて 仕様書には「医療費適正化効果や疾病発症予防効果などのアウトカムを含むインパクトロジックモデルを用いて提案すること」とありますが、県として指定のフォーマット・項目や参照すべきモデルガイドライン等が存在するのでしょうか。	指定するフォーマット等はなく、提案事項になります。	2026/10/16	2026/10/23
9	仕様書4 対象市町村数及び対象者数 ・対象市町村は15市町村上限と記載がございますが、現段階で対象市町村が決定していない認識でよろしいでしょうか。また、決定されていない場合、こういった手法で決定されますでしょうか。 ・対象市町村が決定されている場合は、市町村名をご教示ください。	No.4で回答のとおりです。	2026/10/16	2026/10/23
10	仕様書5 業務内容(2)使用データの入手 ・各対象市町村からデータを受領するという認識で相違ございませんか。	相違ありません。	2026/10/16	2026/10/23
11	仕様書5 業務内容(10)対象市町村からの個別相談 ・個別相談について、対面、オンライン、電話等想定がございますか。また、個別相談の回数に上限はございますか。	相談方法は、オンライン、電話、電子メール等を想定しています。 相談回数に上限はありません。	2026/10/16	2026/10/23
12	【仕様書】4 対象市町村数及び対象者数（上限） ・現時点で対象市町村は決まっていますでしょうか。 ・1市町村につき300人ではなく、15市町村合わせて300人の理解で間違いないでしょうか。 ・対象市町村が選定するハイリスク者は1市町村あたり何名を想定されていますでしょうか。	・対象市町村は、No.4で回答のとおりです。 ・対象者数上限は、全ての対象市町村の対象者を合わせて300人としています。 ・1市町村当たりの対象者数は、対象市町村における特定健診受診者数並びに対象市町村と協議の上設定する対象者の選定基準及び除外基準に応じて市町村ごとに変動しますので、一律にお示しすることは困難です。	2026/10/16	2026/10/23
13	【仕様書】5 業務内容（1）定期勉強会の開催 ・会場として、例えば県庁内の会議室等の公共施設を使用することは可能でしょうか。	企画提案書作成のための仕様書「5 業務内容（1）定期勉強会の開催」に記載のとおり、会場の手配等必要な準備及び費用は、受託者が全て負担することとしています。	2026/10/16	2026/10/23
14	【仕様書】5 業務内容（12）その他 ・「対象市町村から事務処理の指示があった際～」の事務処理とはどのような対応を想定されておりますでしょうか。	一連の業務実施の中で、仕様書に明示的記載がないものの、受託者において事務負担することが効率的な業務遂行につながると判断される、データの整理・加工等に係る軽易な事務作業を想定しています。	2026/10/16	2026/10/23
15	【仕様書】10その他（3）、契約書第12条 ・勉強会で使用する資料については弊社のノウハウ等も含まれるため、本項の対象外とさせていただきますでしょうか。	定期勉強会で使用する資料のうち、企画提案書作成のための仕様書「10 その他（3）」に記載のとおり、本業務により得られた成果物及び資料・情報等に係る著作権は、県に帰属しますが、受託者が本業務の実施以前から有していた著作物等に係るものについては除きます。	2026/10/16	2026/10/23